

葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部
を改正する条例

葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年葉山町条例第24号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和6年11月27日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

令和6年8月8日に行われた人事院勧告を勘案し、特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給率の改正を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年葉山町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）第7条第1項の規定は、令和6年4月1日から、改正後の任期付条例第8条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 2 令和6年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の内払）

- 3 改正後の任期付条例の規定を適用する場合においては、改正前の葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の規定に基づいて支給された給料は、改正後の任期付条例の規定による給料の内払とみなす。

条例の概要

題 名

葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

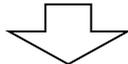
1 趣 旨

令和 6 年 8 月 8 日に行われた人事院勧告を勘案し、特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給率について改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 特定任期付職員の給料表について、国家公務員の特定任期付職員に適用する俸給表の改正に準じて給料表の改定を行うこととした。
- (2) 特定任期付職員の期末手当について、令和 6 年 12 月期の支給率を次のとおり改めることとした。

現 行		特定任期付職員
		期末手当
	6 月期	1.7 月
	12 月期	1.7 月
	年間計	3.4 月



令 和 6 年 12 月 適 用 日		特定任期付職員
		期末手当
	6 月期	1.7 月
	12 月期	1.75 月
	年間計	3.45 月

3 施行期日

- (1) この条例は公布の日から施行することとした。
- (2) 給料表に係る規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用し、令和 6 年 12 月期に支給する期末手当に係る規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用することとした。
- (3) 令和 6 年 4 月 1 日前に職務の級を異にして異動した職員等の号給について、権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができることとした。

- (4) 改正前の条例の規定に基づいて支給された給料は、改正後の条例の規定による給料の内払とみなすこととした。

葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																																
<p>○葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成22年12月15日条例第24号 (給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">392,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">440,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">492,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">555,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">634,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;">740,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;">864,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年葉山町条例第24号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>100分の71.25</u>)」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3～4 (略)</p>	号給	給料月額(円)	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000	<p>○葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成22年12月15日条例第24号 (給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">380,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">427,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">477,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">539,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">615,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;">718,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;">839,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年葉山町条例第24号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の122.5</u>(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>100分の68.75</u>)」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3～4 (略)</p>	号給	給料月額(円)	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000
号給	給料月額(円)																																
1	392,000																																
2	440,000																																
3	492,000																																
4	555,000																																
5	634,000																																
6	740,000																																
7	864,000																																
号給	給料月額(円)																																
1	380,000																																
2	427,000																																
3	477,000																																
4	539,000																																
5	615,000																																
6	718,000																																
7	839,000																																

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）第7条第1項の規定は、令和6年4月1日から、改正後の任期付条例第8条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 2 令和6年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給料の内払)
- 3 改正後の任期付条例の規定を適用する場合においては、改正前の葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の規定に基づいて支給された給料は、改正後の任期付条例の規定による給料の内払とみなす。